第一項中「第五条第一項に規定する基本的項目の額」を「第二条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」に改め、第二項中「基本的項目の額」を「普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及びその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」に、「）第二条第三号」を「。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号」に改め、「農林中央金庫の持分法適用会社等（」を削り、「掲げる者をいう。以下同じ」を「掲げる者（以下「持分法適用会社等」という」に、「財務諸表規則」を「財務諸表等規則」に、「財務諸表規則の」を「財務諸表等規則の」に改める。

○財務省告示第八十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年二月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	十億円	百円四十一銭
〃	〃	二十億円	百円四十二銭
〃	第十一回	十億円	百円十六銭
〃	〃	三十億円	百円十七銭
〃	第十二回	五億円	百円二十銭
〃	〃	五十億円	百円二十一銭
〃	〃	四十八億円	百円二十二銭
〃	〃	六十三億円	百円二十三銭
〃	第十三回	十億円	九十九円八十一銭
〃	〃	七十八億円	九十九円八十二銭
〃	第十四回	三十億円	百円六銭
〃	第十五回	七億円	九十九円九十五銭
〃	〃	八十五億円	九十九円九十六銭
〃	第十六回	八億円	九十九円八十銭
〃	第十七回	十一億円	九十九円四十四銭
〃	〃	二十億円	九十九円四十五銭
〃	第十八回	十三億円	九十九円七十銭
〃	第十九回	三十三億円	九十九円七十一銭
〃	〃	四十億円	百円三十一銭
〃	第二十二回	十三億円	百二円三十三銭
〃	第二十三回	二十五億円	百二円
〃	〃	九十九億円	百二円一銭
〃	〃	五十億円	百二円二銭
〃	第二十四回	二十六億円	百二円三十八銭
〃	第二十五回	五十億円	百一円二十九銭
〃	〃	百五十億円	百一円三十銭
〃	第二十六回	五億円	百円七十九銭
〃	第二十七回	百億円	百円三十九銭
〃	〃	二十九億円	百円四十銭
〃	第二十八回	五十億円	九十九円四十五銭
〃	〃	五十億円	九十九円四十六銭
〃	〃	四十億円	九十九円四十七銭
〃	〃	二十六億円	九十九円四十八銭
〃	第三十七回	一億円	百円四十二銭
〃	第三十八回	四億円	百一円五十八銭
〃	第四十三回	十四億円	百二円八十七銭
合計		千三百三億円	

○財務省告示第八十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年二月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第九回	一億円	百八円五十銭
〃	〃	五億円	百八円六十八銭
〃	第十回	七億円	百九円二十三銭
〃	〃	一億円	百九円二十五銭
〃	〃	十億円	百九円四十三銭
〃	〃	十五億円	百九円六十四銭